

町県民税の申告が必要な人

平成31年1月1日現在、町内に住所があり、平成30年中の所得について、次に該当する人

- 所得税は発生しないが、営業・農業・不動産・配当などの所得のあった人
- 給与所得者で、次に該当する人
 - ・ 給与所得以外の所得が20万円以下の人
 - ・ 勤務先から「給与支払報告書」が町へ提出されていない人
- 公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ公的年金以外の所得が20万円以下の人
- 扶養控除、生命保険料控除など各種控除を受ける人
- 上場株式などの配当所得や譲渡所得について、町県民税では申告不要を選択する人
- 所得のなかった人で、国民健康保険税や介護・後期高齢者医療保険料などの算定が必要な人や、扶養、融資など各種申請で所得に関する証明が必要な人

※申告書を提出されないと、所得がなくても国民健康保険税などの軽減を受けられない場合がありますので、必ず期日までに申告してください。

※所得税の確定申告をする人や、給与所得のみで勤務先で年末調整をされた人は、申告は不要です。

所得税の確定申告が必要な人

- 営業・農業・不動産所得などがあり、所得税が発生する人
- 給与の収入が2,000万円を超える人
- 給与所得以外(年金受給者の場合は、公的年金などにかかる雑所得以外)の所得が20万円を超える人
- 給与の支払いを2カ所以上から受けている人
- 所得税の還付を受ける人(医療費控除、寄附金控除や住宅借入金等特別控除を受ける人など)

など

ふるさと納税(ワンストップ特例)を利用の人へ

確定申告の不要な給与所得者がふるさと納税を行った場合、確定申告をしなくても所得税分のふるさと納税の寄附金控除を町県民税で受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。

この制度は申告しないことが条件となりますので、制度を利用した人が申告書を提出した場合、特例制度を受けられなくなりますので、ご注意ください。

申告に必要な持ち物

申告会場ではコピーすることができません。控えが必要な人は、事前にコピーしてからお越しください。

- 本人および被扶養者のマイナンバーカードか通知カード、またはマイナンバーが記載された住民票
- 運転免許証など本人確認書類
 - ※申請者に代わり、代理人が申請する場合は代理権を証明する書類(委任状)と本人確認が必要です。同一世帯であれば委任状は不要です。
- はんこ(スタンプ式は不可)
- 所得税の還付を受ける人は、本人名義の預金口座番号がわかるもの
- 平成30年中に支払いを受けた給与・公的年金などの源泉徴収票(原本)
- 営業・農業・不動産所得がある人は、収支内訳書
 - ※収支内訳書は事前に作成しておいてください。
- 国民健康保険税、国民年金保険料や生命保険料・地震保険料などの支払いの証明など
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除明細書、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける人は、明細書と一定の取り組みを行ったことがわかる書類
 - ※明細書は事前に作成しておいてください。
- 寄附金控除を受ける人は、寄附団体からの受領書や証明書
- 障害者控除の適用を受ける人は、障害者手帳や障害者控除対象者認定書
- 国外在住の親族を追加で扶養する人は、送金証明書・親族であることを証明する書類
- 税務署から送られてきた「確定申告のお知らせ」はがき、または通知書
- その他必要書類